

事前協議・届出等に必要な書類・図書

*詳細は「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」P.6～16を参照

●事前協議・届出に必要な図書

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
共通	付近見取図（縮尺 1/2,500 以上）	縮尺、方位、行為地、目標となる土地建物等、写真の撮影位置・方向	
	現地カラー写真	行為地、周辺の状況がわかる写真	4 方向以上
	景観チェックシート	景観の形成に関して工夫・配慮を行った事項	別添様式による
①建築物の建築等 ②工作物の建設等	配置図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、届出の対象物件の位置、隣接道路の位置・幅員、土地の高低、外構施設の位置・材料、その他建築物・工作物・広告物の位置、寸法	
	立面図（縮尺 1/50 以上）	縮尺、方位、外壁・屋根の材料・仕上げ方法・色彩、開口部・屋外付帯設備・軒・広告物の位置・形状・色彩、寸法	4 面以上 色彩はマンセル値で表示のうえ、着色すること
	平面図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、各階の間取り・用途、寸法	
	屋根伏図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、屋上付帯設備の位置、寸法	
	緑化計画図（縮尺 1/100 以上） （配置図と兼用可）	縮尺、方位、保存樹木・伐採樹木・植栽樹木等の位置・樹種・樹高・本数、寸法	
	完成予想図	方位、色彩、周辺の状況	マンセル値の表示は不要
	景観シミュレーション図 （完成予想図と兼用可）	届出対象物件、周辺の建築物・工作物、景観の背景となる山・樹木等	景観の変化表示 影響がわずかであると認める場合は省略可
③開発行為 ④土地の形質の変更等	現況図（縮尺 1/2,500 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、樹林・樹木の位置、切土・盛土を行う部分の表土の状況、周辺の土地利用状況	
	土地利用計画図 （縮尺 1/1,000 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、隣接道路の位置・幅員、敷地内公共施設の位置・形状、敷地内建築物・工作物・広告物の位置・用途、伐採樹木・植栽樹木等の位置・樹種・樹高、寸法	④土地の形質の変更等の場合は不要
	造成計画平面図 （縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、切土・盛土の位置、行為後の法面・擁壁・その他の構造物等の位置、道路の位置・幅員、寸法、計画断面図の縦断・横断の位置・方向	④土地の形質の変更等の場合は計画平面図に、左欄に記載のほか、廃土石の堆積方法・面積・高さ、遮蔽物の位置・種類・構造を明示
	造成計画断面図 （縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、行為前後の土地の形状の差異、寸法	縦断面図及び横断面図 ④土地の形質の変更等の場合は計画断面図
	緑化計画図（縮尺 1/1,000 以上）	縮尺、方位、保存樹木・伐採樹木・植栽樹木等の位置・樹種・樹高・本数、寸法	⑤開発行為の場合は不要
⑤物件の堆積	計画平面図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、行為地、物件の堆積方法・面積・高さ、遮蔽物の位置・種類・構造、隣接道路の位置・幅員、寸法	
	計画断面図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、堆積された物件の形状、遮蔽物の種類・形状・色彩、寸法	縦断面図及び横断面図
⑥照明	配置図（縮尺 1/100 以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、照明を設置する物件、照明設備の位置、隣接道路の位置・幅員、土地の高低、寸法	
	屋外照明設備の姿図	縮尺、方位、照明設備の形状・色彩・その他の意匠・材質・照明器具	
	景観シミュレーション図	照明を設置する物件、照明設備の位置・照射範囲、周辺の建築物・工作物、景観の背景となる山・樹木等	景観の変化表示 影響がわずかであると認める場合は省略可

●完了等報告に必要な図書

行為の区分	図書の種類	図書に明示する事項	備考
共通	付近見取図（縮尺 1/2,500 以上）	写真撮影位置・方向	
	行為後カラー写真	行為が完了した後の状況がわかる写真	4 方向以上

様式の入手・
相談・届出の
窓口

●山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL：023-641-1212（内線512）FAX：023-624-8903

E-mail：machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp

●公式ホームページ URL：https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp

景観法に基づく行為の届出制度 （七日町御殿堰周辺景観重点地区編）

七日町御殿堰周辺景観重点地区指定の目的

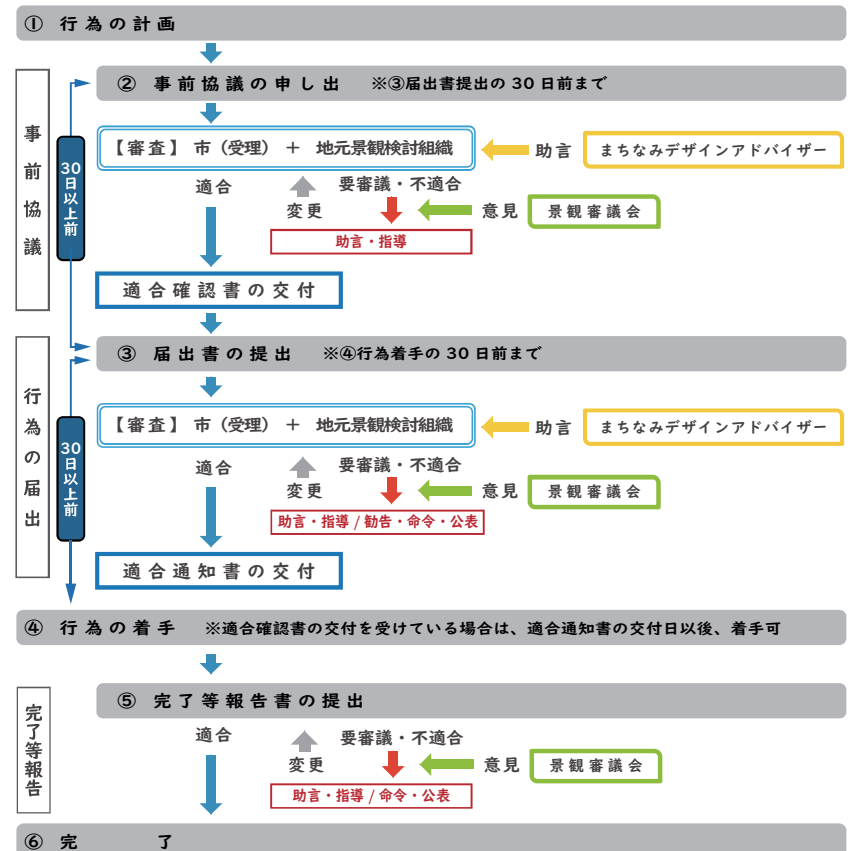
七日町御殿堰周辺地区は、「山形市中心市街地グランドデザイン」において、「戦略的景観構築ブロック」に位置づけられ、御殿堰と調和した風情のある空間を整備することで、「御殿堰沿いを歩きながら街を回遊したくなるような場所」の構築を目指しています。この実現に向け、地区の景観特性を活かした歴史・文化を感じる景観づくりを進めることを目的とします。

届出の目的

建築物の建築や開発行為等は、周辺の景観に大きな影響を与えます。本制度は、七日町御殿堰周辺景観重点地区内で建築行為や開発行為を行う際に事前に協議・届出をしていただき、景観形成基準に合致しているかの審査を実施し、景観形成基準に適合した行為を行っていただくことで良好な景観形成を進めることを目的とします。

届出の流れ

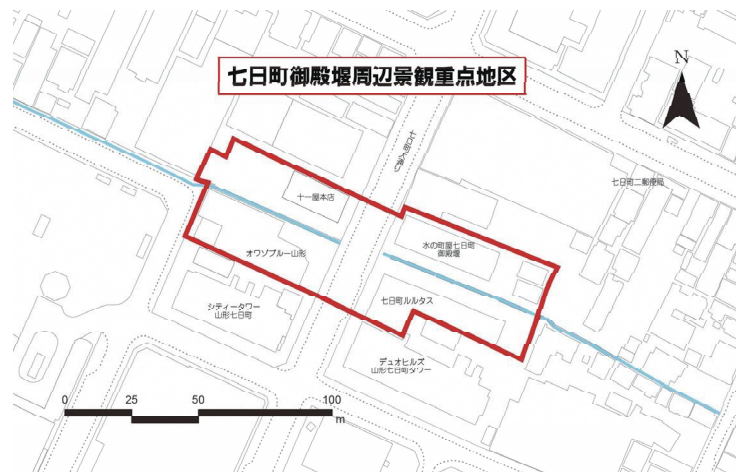
*詳細は「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」P.4を参照



※この届出とは別に、建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請などの手続きも必要です。

届出の必要な区域

七日町御殿堰周辺景観重点地区全域において届出が必要です。



届出対象行為・規模

※詳細は「景観法に基づく行為の届出に係わるガイドライン」P.2-3を参照

行為の種類	届出対象規模
①建築物の建築等 ②工作物の建設等	■新築：地区内で行われるものすべて ■増築、改築、移転： 床面積が10㎡を超えるもの ■外観：外観の1面あたりの面積の2分の1を超える外観の変更 その他、修景を含め、景観形成に強く影響を及ぼす行為 【増築、改築、移転】 10㎡超 【外観】 面積の1/2 超
③開発行為	■行為によって生じる法面若しくは擁壁 高さ：5m超 延長：30m超 ■行為の規模 面積：3,000㎡超 【形の変更】 30m超 3,000㎡超 【区画の変更】 3,000㎡超 【質の変更】 3,000㎡超
④土地の形質の変更等	■行為によって生じる法面若しくは擁壁 高さ：5m超 延長：30m超 ■行為の規模 面積：3,000㎡超 30m超 3,000㎡超
⑤物件の堆積	■行為によって生じる堆積 高さ：5m超 面積：1,000㎡超 ※堆積の期間が30日を超えるものに限り 5m超 1,000㎡超
⑥照明	届出対象規模の建築物及び工作物に対して行われる、照明の新設・移設及び色彩等の照明方式の変更 ※催し等のための一時的なもの、試験・研究のためのものを除く 照明

景観形成基準（一部抜粋）

景観形成の目標と基本方針

山形の歴史を土台に文化を継承し、七日町から豊かな暮らしを創造する

「山形の歴史を土台に文化を継承し、七日町から豊かな暮らしを創造する」ため、景観重点地区における景観形成の基本方針を以下の通り設定します。

- 人々が交差する舞台としてのまちなみ
- 御殿堰の生活とともにあるまちなみ
- 四方の山並みを大切に作るまちなみ
- 暮らしやすい七日町
- 歩くほど幸せになる七日町

景観形成基準

屋外

- 歩道状空地は、格の高い道路らしく、中高木、生垣、低木などで緑化し、歩く人への緑陰と癒しを提供する。
- 歩道状空地にごみ箱は設置しない。



建築物の屋根

- 周辺建築物との形態の連続性に配慮する。
- 低明度、低彩度の落ち着いた色彩を基本とし、周辺の景観と調和した色彩とする。
- 光を強く反射する素材は使用しない。



建築物の外壁

- 低明度及び低彩度の落ち着いた色彩を基本とし、周囲の建築物や山並みと調和した色彩とする。
- 素材の質感を活かした外壁を基本とする。



建築物の開口部

- 店先にのれんや季節の花を飾る等、風情の演出に配慮する。
- 道路側や御殿堰沿いは店舗サービス以外の生活感が露出しないように配慮する。



屋外付帯設備・その他

- 雨樋、縦樋などは外壁の色彩と調和させる。
- 店先や外壁のガラス越しに見える照明は、統一的な夜間景観となるように配慮する。



工作物

- 周辺の建築物から突出した色彩の使用を避け、周辺の建築物と調和した色彩とする。
- 道路等の公共空間や歩道状空地から見えないように配慮する。

